⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　平成23年２月18日から平成23年３月１日の行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。）を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで。交付は、防衛省経理装備局会計課契約係において無償交付する。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑶　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
受領期限：平成23年３月１日午後５時まで
提出場所：防衛省経理装備局会計課契約係
提出方法：郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は持参すること。郵送等による場合は受領期限必着。
⑷　企画提案書の受領期限並びに提出場所及び方法
受領期限：平成23年４月13日午後５時まで
提出場所：防衛省経理装備局会計課契約係
提出方法：郵送等又は持参すること。郵送等による場合は受領期限必着。
４　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約書の作成の要否　要
⑶　支払条件　業務完了後、契約書に定めるところにより支払う。
⑷　関連情報を入手するための照会窓口　防衛省経理装備局会計課契約係
⑸　上記２⑴②又は③に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も上記３⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出のときにおいて、当該資格の決定を受けていなければならない。
⑹　受領期限までに参加表明書を提出しない者及び企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。
⑺　当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の相手方との随意契約により締結する予定は無い。
⑻　詳細は業務説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tomio Yajima, Special Officer for Accounts, Accounting Division, Bureau of Finance and Equipment, Ministry of Defence.
⑵　Subject matter of the contact : JFY 2011 Advisory Services for the Utility PPP Project regarding Relocation of the U.S. Marine Corps from Okinawa to Guam
⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. 1 March 2011.
⑷　Time-limit for the submisson of proposals : 5 : 00 P.M. 13 April 2011.
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Procurement Section, Accounting Division, Bureau of Finance and Equipment, Ministry of Defence, 5―1 Ichigayahonmuracho, Shinjuku-ku, Tokyo 162―8801 Japan. TEL 03―3268―3111 ex. 20813

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成23年度において日本たばこ産業株式会社の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成23年２月18日
日本たばこ産業株式会社
調達部長　宇佐見卓也
◎調達機関番号　108　◎所在地番号　13
１　調達する物品の種類（契約の種類）
被服類（物品の購入）
２　申請の時期
平成23年２月18日から平成23年３月14日までとする。なお、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りではない。
３　申請の方法
⑴　日本たばこ産業株式会社所定の申請書を使用すること。
⑵　申請書及び申請書記入要領の配付並びに提出場所
〒150―8505 東京都渋谷区南平台町５番１号　ＪＴ東京調達サービスセンター　電話03―6830―1830
⑶　申請書等の作成に用いる言語
①　原則として、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
②　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
４　競争に参加することができない者
⑴　成年被後見人もしくは被保佐人もしくは被補助人または破産の宣告を受けた者で復権を得ていない者
⑵　次の各号の一に該当する者であって、その事実のあった日から２年を経過していない者
①　契約有資格者の調査にあたり、虚偽の申告をした者
②　契約にあたり談合を行い、弊社に不利益を及ぼした者
③　契約の履行につき、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質、数量に関し不正行為を行い、弊社に不利益を及ぼした者
④　次のイからニの事由により、契約を解除された者
イ　正当な理由なくして契約期間内に履行を完了しなかった場合または履行完了の見込みのない場合
ロ　契約の履行につき不正行為が存在し、弊社に著しく不利益を及ぼした場合
ハ　契約の履行に関し、故意に弊社の社員の指揮監督に従わなかった場合
ニ　法令または契約の条項に基づく弊社の正当な権限の行使を妨害し、または虚偽の行為により弊社に不利益を及ぼすと認められた場合
⑶　その他契約責任者において競争に加わらせることが著しく不適当と認められる者
５　競争参加者の資格審査
競争に参加しようとする者の経営規模、経営状況等について弊社で定めた「契約参加資格審査事務取扱要領」により、資格審査を行うものとする。
６　資格審査結果の通知
申請者には、資格審査の結果を文書で通知する。
７　資格の有効期間
競争参加資格の有効期間　平成23年５月１日から平成25年４月30日
８　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
上記３の申請書及び申請書記入要領の配付並びに提出場所に同じ。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成23年２月18日
外務省大臣官房会計課長　梨田　和也
◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13
○第27号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等物品及び数量　「外務省本省庁舎で使用するガス」数量は仕様書による
２　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成23年３月10日午後３時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房会計課管理室　村田　康司　電話03―3580―3311　内線3624　ＦＡＸ03―5501―8103
３　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成23年２月18日から平成23年３月９日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
４　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 26
⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Gas supply for Ministry of Foreign Affairs.
⑶　Time-limit for the submission of comments : 3 : 00 p.m. March 10, 2011
⑷　Contact point for the notice : Yasushi Murata, Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs, 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL 03―3580―3311 Ext. 3624 FAX 03―5501―8103